

寝屋川市総合教育会議

平成 27 年 6 月 8 日（月） 10 時～

議会棟 4 階第 1 委員会室

会議次第

- 1 開会
- 2 寝屋川市総合教育会議に係る議事進行等について
- 3 寝屋川市教育大綱について
- 4 閉会

[配布資料一覧]

- (1) 「寝屋川市総合教育会議運営要綱（案）」及び「寝屋川市総合教育会議傍聴要領（案）」
- (2) 寝屋川市教育大綱について

寝屋川市総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき設置された寝屋川市総合教育会議（以下「会議」という。）の議事その他会議の運営について、同条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（説明員）

第2条 会議は、円滑な議事運営を図るため、必要と認めるときは、法第1条の4第2項各号に掲げる者以外の者を説明員として出席させることができる。

（招集の手続）

第3条 会議は、市長が毎年1回以上、日時を定めて招集する。

2 市長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき案件を教育委員会に通知しなければならない。ただし、会議の招集が緊急を要する場合は、この限りでない。

3 市長は、会議を招集したときは、会議の開催の日の1週間前までに会議の開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき案件を告示する。

4 前2項の規定にかかわらず、案件が緊急を要するときは、第2項の規定による通知又は前項の規定による告示をしないで、当該案件を会議に付議することができる。

（議長）

第4条 市長は、議長として会議を代表するとともに、会議の議長となり、会議の開会、散会、延会、中止等の議事の進行を行う。

（会議の順序）

第5条 会議は、おおむね次の各号に掲げる順序で行う。

- (1) 開会
- (2) 報告事項
- (3) 協議・調整事項
- (4) 閉会

(傍聴)

第6条 会議の傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴について必要な事項は、会議の事務局を担当する部の部長が定める。

(議事録)

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表しなければならない。

(議事録の記載事項)

第8条 議事録には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席した構成員の氏名
- (3) 前号に掲げる者のほか、会議に出席した者の氏名
- (4) 議事内容（協議・調整事項等）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議において必要と認める事項

(事務局)

第9条 会議の事務局は教育委員会事務局学校教育部教育総務課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。

寝屋川市総合教育会議傍聴要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、寝屋川市総合教育会議運営要綱（平成27年 月 日制定。以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、寝屋川市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人の定員等）

第2条 傍聴人の定員は、会議を行う会場（以下「議場」という。）の状況等に応じて別に定める。

2 教育総務課長は傍聴を希望する者が傍聴人の定員を超えるとときその他必要と認めるときは、傍聴を制限することができる。

（傍聴の手続）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿に自己の住所及び氏名を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 傍聴人の受付は、先着順とし、会議開始の30分前から開始する。

3 傍聴券は、第1項の規定により傍聴人受付簿に必要事項を記入した者に対し、傍聴人の定員の数を限度として先着順で交付するものとする。

4 傍聴人は、議場から退場する際に傍聴券を返還しなければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 銃器その他人に危害を加えるおそれがあるものを携帯している者

(2) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕その他これらに類するものを携帯している者

(3) たすき、ゼッケン、ヘルメット、鉢巻き、腕章その他これらに類するものを携帯している者

(4) 拡声器、笛、ラッパ、太鼓その他楽器等を携帯している者

(5) 録音機、ビデオカメラ、写真機その他これらに類するものを携帯している者（第6条ただし書の規定により許可を得た者を除く。）

(6) 酒気を帯びていると認められる者

(7) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 静粛にすること。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 携帯電話等の電源を切ること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、議場及び傍聴席の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会議の議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会議を公開しないこととする場合は、速やかに議場から退場しなければならない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて事務局の係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会議の議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

(委任等)

第10条 この要領に定める文書等の様式及びこの要領の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年 月 日から施行する。

寝屋川市教育大綱について

1. 概 要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）に伴い、地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針（国の教育振興基本計画）を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなった。

2. 総合教育会議の設置、大綱の策定

- 首長は、総合教育会議を設ける。会議は、首長が招集し、首長、教育委員会により構成される。（1 条の 4 関係）
- 首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第 17 条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定する。（1 条の 3 関係）
- 会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行う。調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重しなければならない。（1 条の 4 関係）

3. 大綱の定義 ～『地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（文科省通知）』より抜粋～

- (1) 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではないこと。
- (2) 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされている。「参酌」とは参考にするという意味であり、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものであること。
- (3) 国の第 2 期教育振興基本計画（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）においては、主に第 1 部及び第 2 部のうち成果目標の部分が、大綱策定の際に参酌すべき主たる対象となること。
- (4) 大綱が対象とする期間については、法律では定められていないが、地方公共団体の長の任期が 4 年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が 5 年であることに鑑み、4 年～5 年程度を想定しているものであること。

教育行政の4つの基本的方向性

⇒ 改正教育基本法の理念を踏まえ教育再生を実現するため、生涯の各段階を貫く方向性を設定し、成果目標・指標、具体的方策を体系的に整理(次頁参照)。

1. **社会を生き抜く力の養成**
～多様で変化の激しい社会の中で個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力～
→ 「教育成果の保証」に向けた条件整備
2. **未来への飛躍を実現する人材の養成**
～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材～
→ 創造性やチャレンジ精神、リーダーシップ、日本人としてのアイデンティティ、語学力・コミュニケーション能力などの育成に向けた多様な体験・切磋琢磨の機会の増大、優れた能力と多様な個性を伸ばす環境の醸成
3. **学びのセーフティネットの構築**
～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～
→ 教育費負担軽減など学習機会の確保や安全安心な教育研究環境の確保
4. **絆づくりと活力あるコミュニティの形成**
～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～
→ 学習を通じて多様な人が集い協働するための体制・ネットワークの形成など社会全体の教育力の強化や、人々が主体的に社会参画し相互に支え合うための環境整備

(共通理念)

- ◆ 教育における多様性の尊重
- ◆ ライフステージに応じた「縦」の接続
- ◆ 社会全体の「横」の連携・協働
- ◆ 現場の活性化に向けた国・地方の連携・協働

(教育投資の在り方)

- ◆ 現下の様々な教育課題を踏まえ、今後の教育投資の方向性としては、以下の3点を中心に充実を図る。
 - ・ 協働型・双方向型学習など質の高い教育を可能とする環境の構築
 - ・ 家計における教育費負担の軽減
 - ・ 安全・安心な教育研究環境の構築(学校施設の耐震化など)
- ◆ 教育の再生は最優先の政策課題の一つであり、欧米主要国を上回る質の高い教育の実現が求められている。このため、OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、第2期計画期間内においては、第2部において掲げる成果目標の達成や基本施策の実施に必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保していくことが必要。

(危機回避シナリオ)

- 個々人の自己実現、社会の「担い手」の増加、格差の改善(若者・女性・高齢者・障害者などを含め、生涯現役、全員参加に向けて個人の能力を最大限伸長)
- 社会全体の生産性向上(グローバル化に対応したイノベーションなど)
- 一人一人の絆の確保(社会関係資本の形成)

⇒ 一人一人が誇りと自信を取り戻し、社会の幅広い人々が実感できる成長を実現

我が国を取り巻く危機的状況

相互に連関

- **少子化・高齢化の進展**
・ 生産年齢人口の減少(2050年には、我が国の人口は2010年比約3割減の約9千万人まで減少。そのうち4割が65歳以上の高齢者。)
・ 経済規模縮小、収収減、社会保障費の拡大
→ 社会全体の活力低下
- **グローバル化の進展**
・ 人・モノ・金・情報等の流動化
・ 「知識基盤社会」の本格的到来
・ 新興国の台頭等による国際競争の激化
・ 生産拠点の海外移転による産業空洞化
→ 我が国の国際的な存在感の低下
- **雇用環境の悪容**
・ 終身雇用・年功序列等の悪容
・ 企業内教育による人材育成機能の低下
→ 失業率、非正規雇用の増加

- 東日本大震災により一層の顕在化・加速化
- **地域社会、家族の変容**
・ 地域社会等のつながりや支え合いによるセーフティネット機能の低下
・ 価値観・ライフスタイルの多様化
→ 個々人の孤立化、規範意識の低下
 - **格差の再生産・固定化**
・ 経済格差の進行→教育格差→教育格差の再生産・固定化(同一世代内、世代間)
→ 一人一人の意欲減退、社会の不安定化
 - **地球規模の課題への対応**
・ 環境問題、食料・エネルギー問題、民族・宗教紛争など様々な地球規模の課題に直面しており、かつてのような物質的豊かさのみの追求という視点から脱却し、持続可能な社会の構築に向けて取り組んでいくことが必要。

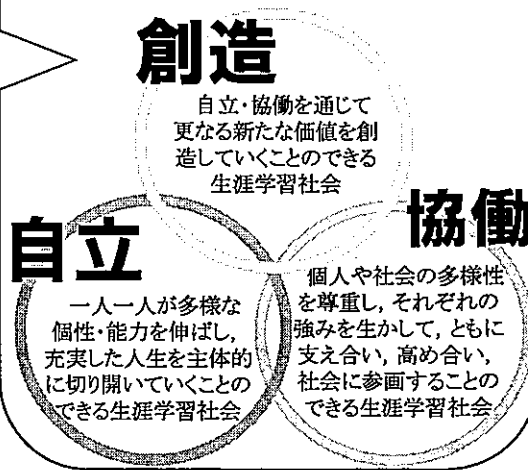
- 一方で...
- 【我が国の様々な強み】**
- 多様な文化・芸術や優れた感性
 - 科学技術、「ものづくり」の基盤技術
 - 勤勉性・協調性、思いやりの心
 - 基礎的な知識技能の平均レベルの高さ
 - 人の絆

- 【震災の教訓(危機打開に向けた手がかり)】**
- 諦めず、状況を的確に捉え自ら考え行動する力
 - イノベーションなど未来志向の復興、社会づくり
 - 安心して必要な力を身に付けられる環境
 - 人々や地域間、各国間に存在するつながり、人と自然との共生の重要性

- 【第1期計画の評価】**
- 第1期計画で掲げた「10年を通じて目指すべき教育の姿」の達成はまだまだ途上。
・ 様々な取組を行ったが、学習意欲・学習時間、低学力層の存在、グローバル化等への対応、若者の内向き志向、規範意識・社会性等の育成など依然として課題が存在。
・ 一方、コミュニティの協働による課題解決や教育格差の問題など新たな視点も浮上。
→ 背景には、「個々人の多様な強みを引き出すという視点」「学校段階間や学校・社会生活間の接続」「十分なPDCAサイクル」の不足など

今後の社会の方向性

⇒ 「自立」「協働」「創造」の3つの理念の実現に向けた生涯学習社会を構築



(★成果指標の例, ◆基本施策の例)

(基本的方向性)

(成果目標)

(基本施策)

1 社会を生き抜く力の養成

1 生きる力の確実な育成(幼稚園~高校)

⇒ 生涯にわたる学習の基礎となる「自ら学び、考え、行動する力」などを確実に育てる。

★国際的な学力調査でトップレベルに

★いじめ、不登校、高校中退者の状況改善 など

- ◆新学習指導要領を踏まえた言語活動等の充実
- ◆ICTの活用などによる協働型・双方向型学習の推進
- ◆各地域の実情を踏まえた土曜日の活用促進
- ◆高校段階での到達度テスト導入など高校教育の改善・充実
- ◆道徳教育の推進(「心のノート」の充実・配布、道徳の教科化の検討)
- ◆いじめ、暴力行為等の問題への取組の徹底
- ◆教員の資質能力向上(養成・採用・研修の一体的な改革)
- ◆全国学力・学習状況調査(全数調査の継続実施)
- ◆子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築に向けた、学制の在り方を含めた検討 など

4 社会的・職業的自立に向けた力の育成

★進路への意識向上や雇用状況(就職率、早期離職率等)の改善に向けた取組の増加(インターンシップ等の実施状況の改善、大学等への社会人入学者倍増)など

- ◆体系的・系統的なキャリア教育の充実
- ◆大学・専修学校等における分野別到達目標の普及、第三者評価制度の構築
- ◆学生等への就職支援体制強化(就職・採用活動開始時期の変更等)
- ◆社会人(キャリアアップを目指す社会人、出産等により離職したが再就職を希望する女性など)の学び直しの機会の充実 など

2 未来への飛躍を実現する人材の養成

5 新たな価値を創造する人材、グローバル人材等の養成

★大学の国際的な評価の向上

★英語力の目標を達成した中高生や英語教員の割合増加

★日本人の海外留学生数・外国人留学生数の増加 など

- ◆高校段階における早期卒業制度の検討
- ◆外国語教育の強化や双方向の留学生交流(意欲と能力のある全ての若者に留学機会を実現等)・国際交流の推進、大学等の国際化のための取組の支援
- ◆大学院教育の抜本的改革の支援 など

3 学びのセーフティネットの構築

6 意欲ある全ての者への学習機会の確保

★経済状況によらない進学機会の確保

★家庭の経済状況等が学力に与える影響の改善 など

- ◆各学校段階を通じた切れ目のない教育費負担軽減(幼児教育の負担軽減・無償化の検討、義務教育段階の就学援助の実施、低所得世帯等の高校生等への修学支援の充実、低所得世帯等の大学生、専門学校生への支援の充実)
- ◆挫折や困難を抱えた子ども・若者の学び直しの機会を充実 など

7 安全・安心な教育研究環境の確保

★学校施設の耐震化率の向上

(公立学校について平成27年度までのできるだけ早期の耐震化の完了 など)

★学校管理下における事件・事故災害で負傷する児童生徒等の減少 など

- ◆学校の耐震化、非構造部材の耐震対策を含む防災機能強化、老朽化対策の推進
- ◆主体的に行動する態度を育成する防災教育等の学校安全に関する教育、地域社会・家庭・関係機関と連携した学校安全の推進 など

4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

8 互助・共助による活力あるコミュニティの形成

★全学校区に学校と地域の連携・協働体制を構築

★コミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割に拡大

★全学校等で評価、情報提供 など

- ◆コミュニティ・スクール、学校支援地域本部等の普及
- ◆大学等のセンターオブコミュニティ構想(COC構想)の推進
- ◆家庭教育支援体制の強化 など

4つの基本的方向性を支える環境整備

- ◆教育委員会の抜本的改革
- ◆きめ細かく質の高い教育のための教職員等の指導体制の整備
- ◆大学におけるガバナンスの機能強化
- ◆大学の財政基盤の確立と施設整備
- ◆私立学校の振興
- ◆社会教育推進体制の強化 など

東日本大震災からの
復旧・復興支援

大阪府教育振興基本計画の概要

第1章 計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨

- ・教育に求められる役割や教育行政に対する保護者や府民の期待が大きくなっており、そうしたニーズにしっかり応えるためには、不断の教育改革が必要。
- ・これまで大阪が大切にしてきた、違いを認め合い、子ども一人ひとりの力を伸ばす教育をさらに発展させるとともに、大阪の子どもたちが、次代の社会を担う自立した大人となっていけるような力をはぐくむため、大阪府における教育の振興に関する基本的な目標や施策の大綱、施策を総合的かつ計画的に推進するための事項をとりまとめ。

2. 計画の位置づけ

- ・教育基本法第17条第2項及び大阪府教育行政基本条例第3条に規定する「基本的な計画」。
- ・概ね幼児期から高校段階までの教育を核とした、高等教育(大学)を除く学校教育、家庭教育、社会教育等に関する府の施策を対象範囲とする。

3. 計画の期間等

- ・平成25年度から平成34年度までの10年間。
- ・平成29年度までの5年間で取り組む具体的な施策をまとめた「事業計画」を別途作成。

4. 計画の推進方策

- (1) 学校や市町村との連携
- (2) 公私の連携
- (3) 家庭、地域との連携
- (4) 大学、企業、民間団体等との連携
- (5) 国への働きかけ
- (6) 点検・評価と結果の公表

第2章 大阪の教育を取り巻く状況

1. 社会経済状況の変化

- (1) 人口減少社会の到来と少子高齢化の進行
- (2) 国際化・経済のグローバル化の進展
- (3) 格差の増大と固定化
- (4) 雇用環境の変化
- (5) 知識基盤社会の到来
- (6) 東日本大震災の教訓

2. 大阪の教育をめぐる動き

- (1) 大阪府教育行政基本条例及び大阪府立学校条例の制定
- (2) 公立及び私立高校授業料無償化の実施
- (3) 教育における地方分権の推進

第3章 大阪の教育がめざすもの(基本的な目標)

【めざす目標像】

- ◎ 自らの力や個性を発揮して夢や志を持ち、粘り強く果敢にチャレンジする人づくり
- ◎ 大きく変化する社会経済情勢や国際社会の中で、自立して力強く生きる人づくり
- ◎ 自他の生命を尊重し、違いを認め合いながら、自律して社会を支える人づくり

【教育振興の目標】

- ◎ すべての子どもの学びの支援
- ◎ 教育の最前線である学校現場の活性化
- ◎ 社会総がかりでの大阪の教育力の向上

第4章 基本方針

1. 市町村とともに小・中学校の教育力を充実します

- ① 子どもの力をしっかり伸ばす学校力の向上
- ② これからの社会で求められる確かな学力のはぐくみ
- ③ 互いに高めあふ人間関係づくり
- ④ 校種間連携の推進

2. 公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます

(1) 公私が力を合わせて高校の教育力向上をすすめます

- ① 就学機会の確保と学校を選択できる環境づくり
- ② 公私の切磋琢磨と連携・協力による取組み

(2) 活力あふれる府立高校づくりをすすめます

- ① 社会の累化やニーズを踏まえた府立高校の充実
- ② 生徒の自立を支える教育の充実
- ③ つながりをはぐくむ学校づくり
- ④ 学習環境の整備
- ⑤ 公平でわかりやすい入学選抜の実施
- ⑥ 活力ある学校づくりをめざした府立高校の再編整備

(3) 特色・魅力ある私立高校づくりを支援します

- ① 公私を問わない自由な学校選択の支援
- ② 特色ある私学教育の振興

3. 障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します

- ① 支援を必要とする児童・生徒の増加や多様化に対応した環境整備
- ② 就労を通じた社会的自立支援の充実
- ③ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実
- ④ 発達障がいのある幼児・児童・生徒への支援
- ⑤ 私立学校における障がいのある子どもへの支援

4. 子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます

- ① 夢や志を持って粘り強くチャレンジする力のはぐくみ
- ② 社会に参画し貢献する意欲や態度のはぐくみ
- ③ ルールを守り、人を思いやる豊かな人間性のはぐくみ
- ④ いじめや不登校等の生徒指導上の課題解決に向けた対応の強化
- ⑤ 体罰等の防止

5. 子どもたちの健やかな体をはぐくみます

- ① 運動機会の充実による体力づくり
- ② 学校・家庭・地域の連携による生活習慣の定着を通じた健康づくり

6. 教員の力とやる気を高めます

- ① 大量退職・大量採用を踏まえた教員の資質・能力の向上
- ② がんばった教員がより報われる仕組みづくり
- ③ 指導が不適切な教員への厳正な対応
- ④ 私立学校における教員の資質向上に向けた取組みの支援

7. 学校の組織力向上と開かれた学校づくりをすすめます

- ① 校長マネジメントによる学校経営の推進
- ② 地域・保護者との連携による開かれた学校づくり
- ③ 校務の効率化
- ④ 私立学校における開かれた学校運営に向けた取組みの促進

8. 安全で安心な学びの場をつくります

- ① 府立学校の計画的な施設整備の推進
- ② 災害時に迅速に対応するための備えの充実
- ③ 安全・安心な教育環境の整備
- ④ 私立学校における安全・安心対策の促進

9. 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育を支援します

- ① 教育コミュニティづくりと活動を支えるための条件整備
- ② 豊かなつながりの中での家庭教育支援
- ③ 人材形成の基礎を担う幼児教育の充実

10. 私立学校の振興を図ります

- ① 私立幼稚園における取組みの促進
- ② 私立小・中学校における取組みの促進
- ③ 特色・魅力ある私立高校づくりの支援
- ④ 専修学校・各種学校における取組みの促進
- ⑤ 私立学校における障がいのある子どもへの支援
- ⑥ 私立学校におけるいじめや不登校等の生徒指導上の課題解決、及び体罰等の防止に向けた取組みの促進
- ⑦ 私立学校における教員の資質向上に向けた取組みの支援
- ⑧ 私立学校における開かれた学校運営に向けた取組みの促進
- ⑨ 私立学校における安全・安心対策の促進

寝屋川市教育大綱(イメージ)

基本理念		教育委員会の主な施策等
夢を育む教育	考え方	
		教育とは人づくり。
	社会全体で協力関係築き、育むことが重要。	学力の育成
	「学校」、「家庭」、「地域」、「市」が相互に連携・協力。	教育環境の整備
	市民や子どもの夢を見守り、育てる。	家庭教育の推進
		地域教育の推進
		青少年の健全育成
		文化の振興
		生涯学習の推進
		スポーツ活動の推進